

ブライダルのために音楽を複製する場合の 使用料について～2019年10月1日から実施～



著作権※2・著作隣接権の使用料は、次のとおりです。

ISUM掲載楽曲

ブライダル事業者がISUMを申請窓口とした場合の使用料です。

利用方法	著作権使用料 (JASRAC)	著作隣接権使用料 (RIAJ)	例えば…使用料は?(税別) 著作権使用料+著作隣接権使用料
記録用のビデオ(動画) ・当日の様相を収録した動画	3個(枚)毎 ①2,000円/1曲	1個(枚) ①2,000円/1曲 or 3個(枚)毎 ②5,000円/5曲まで	記録ビデオの製作 (製造数: DVD1枚) ①+① 4,000円/1曲 ②+② 10,000円/5曲
演出用のビデオ(動画) ・動画のプロフィールビデオ ・動画のエンディングビデオ ・余興用ビデオ …等	3個(枚)毎 ②5,000円/3～5曲	1個(枚) ③2,000円/1曲 or 3個(枚)毎 ④5,000円/5曲まで	動画プロフィールビデオ製作 (製造数: DVD1枚) ①+③ 4,000円/1曲
演出用のスライドショー (静止画) ・静止画のプロフィールビデオ ・静止画のエンディングビデオ …等	3個(枚)毎 ③400円/1曲※3	1個(枚) ⑤2,000円/1曲 or 3個(枚)毎 ⑥5,000円/5曲まで	静止画プロフィールビデオ製作 (製造数: DVD1枚) ③+③ 2,400円/1曲
演出用の録音 ・入退場、キャンドルサービス、 余興用CD …等	3個(枚)毎 ③400円/1曲※3	1個(枚) ⑤2,000円/1曲 or 3個(枚)毎 ⑥5,000円/5曲まで	余興用CD製作 (製造数: CD1枚) ③+⑤ 2,400円/1曲 ③+⑥ 7,000円/5曲

◆その他、ISUM利用手数料として合計金額の10%がかかります。

※1 ホテル、結婚式場等の施設運営者及びコンテンツ制作事業者で、JASRAC及びRIAJと包括的利用許諾契約(ブライダル契約)を締結し、新郎・新婦などに代わって著作権及び著作隣接権の申請をする事業者をいいます。

※2 著作権使用料はJASRACが著作権(複製権)を管理する楽曲を利用した場合の使用料です。
JASRACが複製権を管理していない楽曲は、他の音楽著作権管理団体もしくは著作権者に直接お問合わせください。

※3 2022年3月31日まで 400円/1曲、2024年3月31日まで 700円/1曲、2024年4月1日以降 1,000円/1曲 となります。また、ディスプレイに音源と共にその歌詞又は楽譜を表示させる場合の使用料は、この使用料に50%相当額を加算した額となります。

ISUM非掲載楽曲

ISUM楽曲データベースに掲載のない楽曲を利用する場合の使用料
(ブライダル事業者がJASRACやRIAJなどへ直接利用申請する楽曲になります。)

①著作権使用料 (JASRAC)

上表の利用方法に応じた著作権使用料と同一の額になります。
ただし、動画に利用する楽曲が外国曲で、「特定音楽出版者※1」の管理する楽曲の場合は、上表の①、②に該当する著作権使用料に、当該出版者が指定した額(指し値)が加算されます。

②著作隣接権使用料 (RIAJ)

RIAJ へお問合わせください。

※1 ソニー・ミュージックパブリッシング/ショット・ミュージック/日本アメリカナ音楽出版/日音/ピア・ミュージック/ワーナーチャペル音楽出版をいいます。



上のQRコードにアクセスいただき、ISUM楽曲データベースへの掲載の有無をご確認ください。
(掲載がない場合にはリクエストすることも可能です。)

著作権と著作隣接権

音楽を創作した作詞者・作曲者など“音楽をつくる人”の権利「著作権」と、伝達に重要な役割を果たしているレコード会社・ミュージシャンなど“音楽を伝える人”の権利「著作隣接権」があります。「著作権」「著作隣接権」を有する「権利者」は音楽を利用する人に対し、許可することができます（著作権法第63条、103条）。



日本音楽著作権協会(JASRAC)、日本レコード協会(RIAJ)とは?

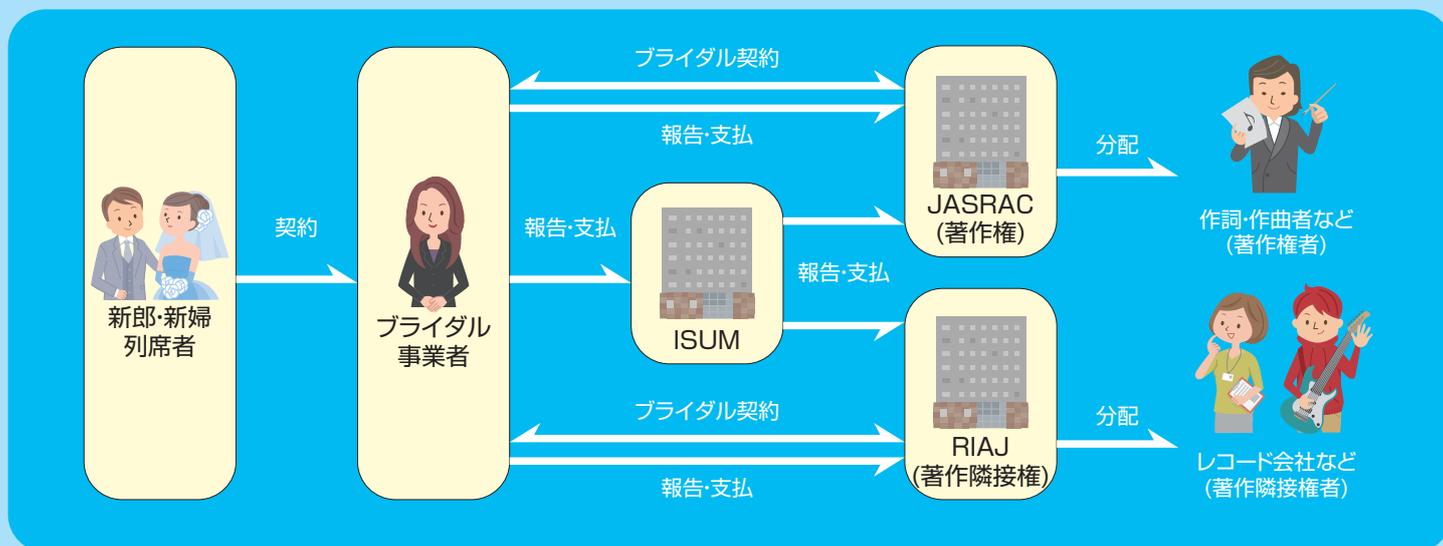
権利者は「著作権」「著作隣接権」の「権利」を JASRAC や RIAJ などの管理事業者に預けることができます。JASRAC と RIAJ は権利者から「権利」を預かり、音楽を利用する人に対し権利者に代わって許可します。また、利用者から利用の対価である使用料を受け取り、受け取った使用料を権利者へ分配している団体です。

料金はどうやって決めているの?

管理事業者は料金を決める際、利用者団体などから意見を聴取した上で使用料規程を文化庁長官へ届け出しています。

手続きはどうやってされているの?

音楽を利用する場合には一部の例外を除き、ブライダル事業者が ISUM を通じて著作権・著作隣接権の手続きを行っています。ISUM を通さずに直接、著作権・著作隣接権の手続きを行うこともあります。



適法利用によって新たな音楽が生まれ出される

音楽は様々な人が携わることによって生まれ出されます。適法に音楽を利用することで、対価である使用料が還元され、それが創作活動の源となり、そこから生まれる新しい音楽が皆さまのもとに届き、またブライダルシーンで利用されます。このように循環していくことで権利者は創作・制作活動に専念することができ、新しい音楽を生み出す糧となっています。

お問合せ・ご相談は

著作権について



一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)

ビデオグラム課 TEL (03)3481-2172
録音課 TEL (03)3481-2169

著作隣接権について



一般社団法人日本レコード協会(RIAJ)

分配・業務部 TEL (03)5575-1307